

都道府県・ 政令指定都市名	22 静岡県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
担 当 職 員 数	10 人 (専任 10 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成8年8月1日 根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成13年7月24日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第2次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年3月31日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年7月24日
	施 行 日	平成13年7月24日
	最 終 改 正 日	平成19年3月20日
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」に改める。
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 2 年度まで 40 %			
	根 拠	令和2年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を85%			
	根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画 第3期実践計画(平成30年3月策定)			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないもの、を除く。また、委員数から「充て職」は除く。			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(75)		
	延総委員等数(1,238)	延女性委員等数(514)	女性比率(41.5)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(72)		
	延総委員等数(1,313)	延女性委員等数(500)	女性比率(38.1)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(42)うち女性委員を含む審議会等数(39)		
	延総委員等数(905)	延女性委員等数(290)	女性比率(32.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
	延総委員等数(68)	延女性委員等数(20)	女性比率(29.4)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	449 人 (令和 2 年 8 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	()			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率 (%) (E)	(人) (F)	うち女性 数(F)	女性 比率 (%) (G)	(人) (H)	うち女性 数(H)	女性 比率 (%) (I)
本庁	計	547	51	9.3	54	3	5.6	96	3	3.1	397	45	11.3
	うち一般行政職	425	48	11.3	54	3	5.6	69	2	2.9	302	43	14.2
支庁・地方事務所等	計	485	58	12.0	10	0	0.0	49	4	8.2	426	54	12.7
	うち一般行政職	190	19	10.0	6	0	0.0	26	2	7.7	158	17	10.8
全体	計	1,032	109	10.6	64	3	4.7	145	7	4.8	823	99	12.0
	うち一般行政職	615	67	10.9	60	3	5.0	95	4	4.2	460	60	13.0
(内数)	警察関係	202	2	1.0	0	0		37	1	2.7	165	1	0.6
	教育委員会	61	18	29.5	2	1	50.0	7	0	0.0	52	17	32.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	959	129	13.5	1,475	285	19.3
	うち一般行政職	727	112	15.4	822	228	27.7
支庁・地方事 務所等	計	1,172	204	17.4	2,373	601	25.3
	うち一般行政職	604	68	11.3	639	220	34.4
全体	計	2,131	333	15.6	3,848	886	23.0
	うち一般行政職	1,331	180	13.5	1,461	448	30.7
(内数)	警察関係	475	29	6.1	1,868	209	11.2
	教育委員会	21	6	28.6	55	16	29.1

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	55	11	20.0	105	21	20.0	70	16	22.9
	うち一般行政職	47	10	21.3	96	18	18.8	51	12	23.5
支庁・地方事 務所等	計	87	13	14.9	145	35	24.1	199	70	35.2
	うち一般行政職	30	2	6.7	65	17	26.2	40	16	40.0
全体	計	142	24	16.9	250	56	22.4	269	86	32.0
	うち一般行政職	77	12	15.6	161	35	21.7	91	28	30.8
(内数)	警察関係	19	0	0.0	51	7	13.7	115	19	16.5
	教育委員会	0	0		3	1	33.3	7	1	14.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎			○	警察は、職員の受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づき、警察本部長が適正を有すると認める者の中から行う。教育委員会は行政経験による。
補佐級	○		○			○	◎			○	知事部局は昇任試験や本人の希望はなし。警察は、人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主催する「昇任試験※」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。教育委員会は行政経験による。
係長級	○		○			○	◎			○	知事部局は昇任試験や本人の希望はなし。警察は、人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主催する「昇任試験※」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	3,933	359	9.1
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	504	159	31.5
うち上級	361	119	33.0
うち一般行政職	150	58	38.7
うち上級	131	50	38.2
うち警察関係	233	54	23.2
うち上級	127	34	26.8

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡県男女共同参画センター		愛称・通称	あざれあ	
設置年月日	平成5年5月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：422-8063 住 所：静岡県静岡市葵区馬淵1丁目17番1号 電話番号：054-255-8440 FAX番号：054-251-5085 ホームページ： https://www.azarea-navi.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：静岡県男女共同参画課) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他()				
職 員 数	常勤	10 人、	非常勤	25 人	予算額 令和2年度 91,263 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 広報誌「エポカ」の編集発行) 2. 講座(主な事項：) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談、面接相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室の運営、情報誌「ねっとわあく」の編集発行) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 交流イベント「あざれあメッセ」の開催) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画の視点による各種資料の収集) ○ 10. その他(主な事項： 男女共同参画週間にちなんだイベント)				
男女共同参画・女性に関するもの					
※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会	加盟団体数	21	
				会 員 数	7963	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容:				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催		}
○ 2. 市区町村職員研修会の開催		
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催		
○ 4. 関係情報の収集提供		
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ		
6. 補助金等の交付	名 称 : 概 要 :	}
○ 7. その他	内 容 : 男女共同参画に関する条例や計画策定のためのアドバイザー派遣費用(謝礼・旅費)の県費負担	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	262,246	198,362	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.022 %	0.016 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○
→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり宣言(12)	
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒章(12)	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況		
1 ある	1	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称 ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況		
問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 静岡県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名	称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発 ・「男女共同参画週間」啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・男女共同参画の日	ポスターや横断幕の掲示を、市及び関係団体等と協働して実施。 ポスターや横断幕の掲示を市及び関係団体等と協働して実施。 県独自に男女共同参画の日を設定し、県庁前立看板等を設置して啓発。		6月 11月 7月
2.	表彰 ・男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒章授与	男女共同参画社会づくりに関する県民の関心と意欲を一層高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている、個人、団体又は企業を表彰。	受賞者10名程度	7月
3.	講座 ・デートDV防止出前セミナー ・性暴力等について考えるシンポジウム ・女性防災リーダー養成講座	デートDVを防止するため、学生を対象とした出前講座を、委託により19校で実施。 女性への暴力防止期間中に、性暴力被害の実態や、男女間における様々な暴力を周知するため、支援関係者及び一般県民を対象としたセミナーを開催。 地域で活躍する女性防災リーダーを育成するための防災セミナーを開催。	40人×19校 100名程度 30名程度	7月から 2月 11月 11月
4.	相談事業 ・あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	相談者自身による解決策の見出しを促すため、委託及び直営により電話又は面接相談を実施。		随時
5.	情報収集・提供 ・市町男女共同参画施策等推進状況調査 ・静岡県男女共同参画白書 ・男女共同参画団体登録事業 ・静岡県男女共同参画人材データベース ・ふじのくに輝く女性人材データバンク ・女性活躍応援情報発信事業	内閣府の調査に県独自の調査項目を加え、市町の状況を調査。回答は「静岡県男女共同参画白書」等により公表 県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行 男女共同参画を推進する団体活動を支援する制度。登録団体は県ホームページでの公表や男女共同参画センターの会議室の使用優遇措置を実施。 各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開。 会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人材情報を把握し、企業、経営者等に向けデータを提供 女性活躍を推進する企業の取組事例や経営の効果、国の認定制度情報を効果的に発信する。	県内35市町 	6月 2月 随時 随時 随時 随時
6.	苦情処理 ・男女共同参画に関する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置		随時
7.	交流促進 ・男女共同参画防災プロジェクト ・ふじのくに さくや姫サミット ・ライフデザイン形成支援事業	関係機関の連携・協働体制の強化を図るため、市町・民間機関で構成する会議を年1回開催。 県内における指導的地位にある女性による意見交換や討議を通して、課題解決に取り組むことで、女性が一層活躍するための環境整備を進める。 就職を控えた学生に、ライフデザインを見据えた職業選択を促すとともに、継続就労の動機付け・意識付けを図る。	100名程度 100名程度 30人×5箇所	1月から 2月 11月 7月から 1月
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9.	国際交流・海外派遣事業 ・			
10.	調査研究 ・			
11.	その他 ・県職員に対する研修 ・市町男女共同参画計画策定等支援アドバイザー派遣事業 ・男女共同参画市町担当課長会議及び担当職員基礎研修会 ・男女共同参画市町担当職員セミナー	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやすい勤務環境を整備するためのセミナーを開催。 市町における男女共同参画に関する条例や計画策定を支援するため、アドバイザー派遣の費用(報酬、旅費)を負担するもの。 年度当初に、県内市町の男女共同参画担当課を対象に、研修会及び意見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークの構築により、市町の施策の充実を図る。 市町担当職員の男女共同参画に関する知識と理解を促進し、市町における男女共同参画の視点による地域の改題解決を図るため、セミナーを開催。	100名程度 10市町 50人程度 50人程度	10月 9月 4月 9月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	静岡県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	2		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	静岡県議会議事規則第2条		
条文本文			
議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年7月5日 ~ 令和3年7月4日
副	知	事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	4	6.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	57	4	7.0	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	19	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	3	50.0	
	2 国土利用計画地方審議会	21	8	38.1	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	27	1	3.7	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	20	8	40.0	
	7 精神医療審査会	21	9	42.9	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	30	12	40.0	
	10 准看護師試験委員会	13	6	46.2	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	30	13	43.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	13	6	46.2	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	19	5	26.3	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	15	7	46.7	
	24 石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0	充て職であるため
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31 介護保険審査会	12	5	41.7	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	35	15	42.9	
	34 警察署協議会	286	113	39.5	
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	45	3	6.7	
	38 地方独立行政法人評価委員会	10	5	50.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	23	0	0.0	充て職であるため
	46 指定難病審査会	31	1	3.2	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	指定医の女性比率がもとから16%と少なく、また通常の指定医より高度な知識経験が求められており、選考の結果、男性のみとなった。
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
	合 計	905	290	32.0	
	女性委員0の審議会数	3			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	女性も含め複数の候補者から最適な委員を選考した結果、男性のみとなった。
4	監査委員	4	0	0.0	女性も含め複数の候補者から最適な委員を選考した結果、男性のみとなった。
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
合 計		68	20	29.4	
女性委員0の委員会数		2			